

「揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(器差試験)</p> <p>2 器差試験の方法等は、次によること。</p> <p>(1) 器差試験は、次に掲げる者が行う。</p> <p>この場合において、ロからニまでに掲げる者が行う器差試験については、これらの者の事業所に勤務する計量士が実施するものとする。</p> <p>イ <u>国立研究開発法人産業技術総合研究所</u></p> <p>ロ 当該流量計を使用する納税義務者等</p> <p>ハ 流量計の製造者（計量法<u>（平成4年法律第51号）</u>第40条《事業の届出》の規定による届出を行った者に限る。）</p> <p>ニ ハに掲げる者から流量計の保守又は修理等の業務の委託を受けている者（計量法第46条《事業の届出》の規定により届出を行った者に限る。）</p> <p>ホ <u>計量法第143条《登録》第1項の登録を受けた者（当該登録の範囲が器差試験に必要な液体の種類と流量範囲を含む場合に限る。以下「登録事業者」という。）</u></p> <p>(2) 器差試験には、<u>次に掲げるいずれかの計量器（以下「標準器」という。）</u>を使用する。</p> <p>イ <u>計量法第103条《基準器検査の合格条件》第1項の規定により基準器検査に合格し、かつ、有効期間内にある基準器</u></p> <p>ロ <u>計量法第136条《証明書の交付等》第1項の規定に基づき特定標準器により校正を受けた計量器</u></p> <p>ハ <u>計量法第143条《登録》第2項第1号に規定する計量器（ロに該当す</u></p>	<p>(器差試験)</p> <p>2 器差試験の方法等は、次によること。</p> <p>(1) 器差試験は、次に掲げる者が行う。</p> <p>この場合において、ロからニまでに掲げる者が行う器差試験については、これらの者の事業所に勤務する計量士が実施するものとする。</p> <p>イ <u>独立行政法人産業技術総合研究所</u></p> <p>ロ 当該流量計を使用する納税義務者等</p> <p>ハ 流量計の製造者（計量法第40条《<u>製造</u>の事業の届出》の規定による届出を行った者に限る。）</p> <p>ニ ハに掲げる者から流量計の保守又は修理等の業務の委託を受けている者（計量法第46条《<u>修理</u>の事業の届出》の規定により届出を行った者に限る。）</p> <p>(2) 器差試験には、<u>計量法第103条《基準器検査の合格条件》第1項の規定により基準器検査に合格し、かつ、有効期間内にある基準器（計量法第136条《証明書の交付等》第1項の規定に基づき特定標準器により校正を受けた計量器（実用標準器）及び基準器検査に準じた試験を受け、かつ、当該試験に合格後2年を経過しない口径が8センチメートルを超える標準オイルメーターを含む。以下同じ。）</u>を使用する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る計量器を除く。）で登録事業者が校正事業に用いるもの（当該登録事業者の登録証に記載された校正測定能力が0.17%以下である場合に限る。）</u></p> <p>ニ <u>計量法第144条《証明書の交付》第1項の規定に基づき登録事業者が校正した計量器で同項に規定する証明書が交付されたもの（当該証明書に記載された拡張不確かさが0.17%以下である場合に限る。）</u></p> <p>ホ <u>国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条《業務の範囲》第1項第3号の規定に基づく試験により校正された計量器</u></p> <p>へ <u>標準オイルメーター試験規格（日本計量機器工業連合会規格JMIF 010-1999）に従って実施する試験を受け、かつ、当該試験に合格後2年を経過しない口径が8センチメートルを超える標準オイルメーター</u></p> <p><u>(注) ハからホまでに掲げる計量器については、当該計量器について校正を受けた日又は試験に合格した日から一定期間（流量計にあつては2年、体積管にあつては3年、体積タンクにあつては5年）を経過していないものに限るものとする。</u></p> <p>(3) 流量計本体の器差は、当該流量計の積算計により測定した試料の数量を、<u>標準器</u>により測定した当該試料の数量（器差のある<u>標準器</u>を用いた場合には、補正した数量）と比較して求める。</p> <p>(注) 「当該流量計の積算計により測定した試料の数量」及び「<u>標準器</u>により測定した当該試料の数量」は、当該積算計又は当該<u>標準器</u>の指示機構等の最小表示目盛の単位にかかわらず、可能な限り精密に読み取った数量によることとする。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p><u>(注) 「基準器検査に準じた試験」とは、当面、独立行政法人産業技術総合研究所が実施するもの及び標準オイルメーター試験規格（日本計量機器工業連合会規格JMIF 010-1999）に従って実施するものをいう。</u></p> <p>(3) 流量計本体の器差は、当該流量計の積算計により測定した試料の数量を、<u>基準器</u>により測定した当該試料の数量（器差のある<u>基準器</u>を用いた場合には、補正した数量）と比較して求める。</p> <p>(注) 「当該流量計の積算計により測定した試料の数量」及び「<u>基準器</u>により測定した当該試料の数量」は、当該積算計又は当該<u>基準器</u>の指示機構等の最小表示目盛の単位にかかわらず、可能な限り精密に読み取った数量によることとする。</p> <p>(4) (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(5) 流量計本体の器差試験は、流量計を実際に使用する場合の流量（以下「常用流量」という。）を考慮した2以上の流量において、1回につき1分間以上（基準体積管を使用する場合を除く。）試験試料を計量する方法により行う。ただし、<u>標準器</u>の能力が十分でないことその他相当の理由により、常用流量を考慮した2以上の流量において器差試験を行うことができない場合で、流量計本体の器差の確定上支障がないと認められるときは、<u>標準器</u>を用いて適正に試験できる最大の流量が、次のいずれにも該当する場合に限り、当該流量を含む2以上の流量において、当該器差試験を行なっても差し支えない。</p> <p>イ 1時間当たり600キロリットルを超える流量であること。</p> <p>ロ 器差試験に係る流量計の使用最大流量の3分の1以上の流量であること。</p> <p>(注)1 「器差の確定上支障がないと認められるとき」とは、<u>標準器</u>を用いて適正に試験できる最大の流量を含む2以上の流量における器差がほぼ同一の値を示す等、器差試験を行わない流量の部分についての器差を合理的に推定できるときをいう。</p> <p>2 「<u>標準器</u>を用いて適正に試験できる最大の流量」には、(4)のただし書により、試験試料として水を用いることとした部分の流量を含まないこととする。</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>(5) 流量計本体の器差試験は、流量計を実際に使用する場合の流量（以下「常用流量」という。）を考慮した2以上の流量において、1回につき1分間以上（基準体積管を使用する場合を除く。）試験試料を計量する方法により行う。ただし、<u>基準器</u>の能力が十分でないことその他相当の理由により、常用流量を考慮した2以上の流量において器差試験を行うことができない場合で、流量計本体の器差の確定上支障がないと認められるときは、<u>基準器</u>を用いて適正に試験できる最大の流量が、次のいずれにも該当する場合に限り、当該流量を含む2以上の流量において、当該器差試験を行なっても差し支えない。</p> <p>イ 1時間当たり600キロリットルを超える流量であること。</p> <p>ロ 器差試験に係る流量計の使用最大流量の3分の1以上の流量であること。</p> <p>(注)1 「器差の確定上支障がないと認められるとき」とは、<u>基準器</u>を用いて適正に試験できる最大の流量を含む2以上の流量における器差がほぼ同一の値を示す等、器差試験を行わない流量の部分についての器差を合理的に推定できるときをいう。</p> <p>2 「<u>基準器</u>を用いて適正に試験できる最大の流量」には、(4)のただし書により、試験試料として水を用いることとした部分の流量を含まないこととする。</p> <p>(6) (同左)</p>

改 正 後

別紙様式1 揮発油税及び関税等流量計使用届出書 収受印		順号	
令和 年 月 日	(住 所)	(電話)	局 番
税務署長 殿 税 関 長	(氏名又は名称及び代表者氏名) ㊟		
揮発油税及び関税等に係る石油類の移出又は引取数量等の測定については、下記のとおり管理責任者を定め、下記の流量計を使用します。			
管理責任者	(住 所)	(電話)	局 番
	(氏 名) ㊟		
(届出者との関係)			
使用する流量計	流量計の製造者	(住 所)	局 番
		(氏名又は名称及び代表者氏名)	
		(製造場所)	
	流量計の名称	流量計の型式	流量計の計器番号
		流量計の設置順号	
流量計の設置場所	流量計の設置年月日	令和 年 月 日	
流量計の使用最大流量	流量計の常用流量範囲		
流量計の用途	使用する油 種		
流量計の附属装置等			
参考事項			

注意 1. 使用する流量計の設置場所の図面、フローシート等を添付してください。
2. 「流量計の附属装置等」の欄には、例えば自動温度補整装置、定量装置等と記載し、附属装置等がない場合には、その旨を記載してください。

(規格A4)

改 正 前

別紙様式1 揮発油税及び関税等流量計使用届出書 収受印		順号	
平成 年 月 日	(住 所)	(電話)	局 番
税務署長 殿 税 関 長	(氏名又は名称及び代表者氏名) ㊟		
揮発油税及び関税等に係る石油類の移出又は引取数量等の測定については、下記のとおり管理責任者を定め、下記の流量計を使用します。			
管理責任者	(住 所)	(電話)	局 番
	(氏 名) ㊟		
(届出者との関係)			
使用する流量計	流量計の製造者	(住 所)	局 番
		(氏名又は名称及び代表者氏名)	
		(製造場所)	
	流量計の名称	流量計の型式	流量計の計器番号
		流量計の設置順号	
流量計の設置場所	流量計の設置年月日	平成 年 月 日	
流量計の使用最大流量	流量計の常用流量範囲		
流量計の用途	使用する油 種		
流量計の附属装置等			
参考事項			

注意 1. 使用する流量計の設置場所の図面、フローシート等を添付してください。
2. 「流量計の附属装置等」の欄には、例えば自動温度補整装置、定量装置等と記載し、附属装置等がない場合には、その旨を記載してください。

(規格A4)

改 正 後

別紙様式2 揮発油税及び関税等流量計器差試験成績書

納税義務者等の名称：		整理番号	
揮発油税及び関税等に係る石油類の移出又は引取数量等の測定に使用する流量計の器差試験成績は、下記のとおりである。			
器差試験の	流量計の名称	流量計の型式	流量計の使用最大流量
	流量計の設置場所		
流量計の器差試験成績	試験を行った者	(住 所) (氏名又は名称)	
	試験を実施した者	(住 所) (氏 名)	試験を行った者との関係
	試験を実施した場所	試験実施年月日	令和 年 月 日
	器 差	流量	器 差
		表寸量の	定 量 置
		”	印 字 置
		”	
		”	
		”	
使用した標準器	標準器の試験年月日		平成 年 月 日
器差のある標準器を用いた場合の補正方法			
作 動 の 状 況			
器差試験の実施方法 その他参考事項			

注意

- この成績書には、試験を行った者が、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)である場合には、研究所が発行する試験成績書を、その他の者である場合には、器差試験の記録及び試験を実施した計量士資格証明書又は登録事業者(計量法第143条第1項の登録を受けた者をいう。)の登録証の写しを添付して下さい。
- 自動温度補整装置付の流量計の器差については、「器差」の欄に流量計本体の器差のほか、自動温度補整装置の器差、自動温度補整装置を付した後の総合器差をも記載して下さい。
- 「器差試験の実施方法その他参考事項」の欄には、試験試料、実施方法等を具体的に記載するほか、前回の器差試験の実施年月日等を記載してください。

(規格A4)

改 正 前

別紙様式2 揮発油税及び関税等流量計器差試験成績書

納税義務者等の名称：		整理番号	
揮発油税及び関税等に係る石油類の移出又は引取数量等の測定に使用する流量計の器差試験成績は、下記のとおりである。			
器差試験の	流量計の名称	流量計の型式	流量計の使用最大流量
	流量計の設置場所		
流量計の器差試験成績	試験を行った者	(住 所) (氏名又は名称)	
	試験を実施した者	(住 所) (氏 名)	試験を行った者との関係
	試験を実施した場所	試験実施年月日	平成 年 月 日
	器 差	流量	器 差
		表寸量の	定 量 置
		”	印 字 置
		”	
		”	
		”	
使用した基準器	基準器の検定年月日		平成 年 月 日
器差のある基準器を用いた場合の補正方法			
作 動 の 状 況			
器差試験の実施方法 その他参考事項			

注意

- この成績書には、試験を行った者が、工業技術院計量研究所である場合には、工業技術院計量研究所が発行する試験成績書を、その他の者である場合には、器差試験の記録及び試験を実施した計量士資格証明書の写しを添付して下さい。
- 自動温度補整装置付の流量計の器差については、「器差」の欄に流量計本体の器差のほか、自動温度補整装置の器差、自動温度補整装置を付した後の総合器差をも記載して下さい。
- 「器差試験の実施方法その他参考事項」の欄には、試験試料、実施方法等を具体的に記載するほか、前回の器差試験の実施年月日等を記載してください。

(規格A4)